

市民意見公募手続(パブリックコメント)制度とは？

皆さんに大きく影響する“**計画**”などを市が作成する場合に、事前に計画などの案を公表し、皆さんから意見を募り、それを参考にさせていただくとともに、意見に対する市の考え方などを公表する制度です。なお、住民投票のように賛否をお聞きする制度ではありません。

制度の対象となる計画など

- 市の基本的な方針を決める計画や条例
- 義務や権利に関する条例
- そのほか広く市民に関係ある政策

※緊急を要するもの、軽微なもの、市に裁量の余地がないものなど、意見募集をしないものもあります。

このように進みます

意見募集の予告

市政だよりなどで事前に意見募集を予告します。



意見の提出

募集期間中に次の方法で提出してください。

- メール ●ファクス
- 郵便 ●書面の持参

※どなたでも意見を提出できます。
 ※希望する人には、意見受領のお知らせを行います。
 ※電話など、口頭によるご意見はお受けしませんのでご注意ください。

意見募集

募集期間は1カ月程度

告知

案の公表

計画などの案をホームページや各市民センターなどで公表し、皆さんからの意見を募集します。

お寄せいただいた意見などを参考にしながら検討します。



計画などの決定

計画などの公表

計画やお寄せいただいた意見などをホームページや各市民センターなどで公表します。

